

## 第36回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

- 1 日 時 平成26年11月17日（月） 午後3時00分～午後5時00分
- 2 場 所 長野県庁 議会増築棟4階 401号会議室
- 3 出席者  
(委 員) 竹内会長、岩井委員、織委員、宮原委員  
(事務局) 久保田課長、山崎企画幹、丸山担当係長、永原主事、羽片主事、和田主事
- 4 議 題  
(1) 意見聴取案件について  
(2) その他
- 5 経 過  
(1) 11月12日（水） 各委員へ事務局から意見聴取案件資料を事前送付  
(2) 11月17日（月） 審議会の開催（別紙のとおり）  
(3) 11月21日（金） 審議結果を実施機関へ通知

(別紙)

会 長： これより、第36回個人情報保護運営審議会を開会します。  
案件一覧表1ページの「総合政策課」の番号242番から「建築住宅課公  
営住宅室」の番号253番の定型案件について事務局から説明を求めます。

事務局： (説明 番号242～253)

会 長： 委員の皆さんから御質問等がありますか。

委員： (意見なし)

会 長： よろしいですね。それでは、254番の案件について事務局から説明を求め  
ます。

事務局： (説明 番号254)

会 長： 委員の皆さんいかがでしょうか。特に問題はないですかね。

委員： (意見なし)

会 長： 255番と256番の案件について、事務局及び障がい者支援課から説明を求  
めます。

事務局、障がい者支援課： (説明 番号255、256)

会 長： 委員のみなさんから御質問等がありますか。  
L GWANとは、回線は何を使っているんですか。普通のインターネット  
回線は使っていないということですが。

障がい者支援課： 国にあるサーバーを使いまして、行政機関同士を結んでおります。

会 長： 国や地方自治体といった行政機関だけを結ぶ回線があって、それを使っ  
ているということですか。

障がい者支援課： はい。

会 長： パスワードで管理しているから、担当者のみが情報にアクセスできるわけですね。各地方公共団体においては、他の地方公共団体が入力した情報を閲覧することができないのですか。

障がい者支援課： パスワードについては、県とか地方公共団体でそれぞれ別のパスワードが設定されていますので、例えば長野県が他の市町村のパスワードを用いて閲覧することはできません。

事 務 局： 不正事案対策とはどういうものですか。

障がい者支援課： 昔、広域的に事業を展開している事業者が補助金関係の不正を行ったことがあり、県をまたいで情報を管理していく必要があるということになりました。

会 長： 他によろしいでしょうか。

委員：（意見なし）

会 長： それでは、この案件については適当とします。

続いて「障がい者支援課」の257番から「信州木曾看護専門学校」の263番の案件について事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 番号257～263）

会 長： 今の257番から263番までで委員の皆様から何かありますか。

委 員： 県が関与する事業で先にスタートしていて、登録簿の作成が後追いになる案件がこのところ少なからず見受けられますが、登録簿の作成は事務の開始前にやらなければいけないのでしょうか。

事 務 局： 条例上は各実施機関において事務を行う時には登録簿を作成して審議会にかけなければならないとなっておりますが、条例が浸透していないというのが現状でございます。昨年度から今年度にかけて登録簿の案件が多く提出されていますが、これは、昨年度に個人情報関係の一斉点検を行い、その中で登録簿の作成状況を洗い出していたところ、登録簿が作成されていない

事務が多数あったことによるものです。

会 長： 登録簿の案件の提出については、今回に限らず徹底するよう、事務局から指導をお願いします。

他はよろしいでしょうか。それでは、これらの案件については適当とします。

次に、264 番から 267 番の案件について事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 番号 264～267）

会 長： 264 番から 267 番までで何か御意見はありますか。

委員：（意見なし）

会 長： それでは、これらについて適当とします。

次に、268 番から 278 番の案件について教育総務課から説明を求めます。

教育総務課：（説明 番号 268～278）

会 長： 今の 268 番から 278 番につきまして、委員の皆さんから何か御意見はありますか。

委 員： 指導力不足の教員の判定に関する事務では、本人外収集をしているという事実と、具体的にどのような情報が第三者から収集されているかということとは、本人に通知しているということによろしいでしょうか。

教育総務課： 校長は本人と直接やり取りをしておりますし、判定委員会でも本人が出席して弁明するなど、本人とやり取りをする機会がありますので、そういった場でその旨を承知していただいています。

委 員： 本人に十分な防御の機会を与えるという意味で、具体的に本人外収集でどういう情報が上に挙がってきているのかということは知らせる必要があると思いますので、そこは徹底していただきたいと思います。

委 員： 他の御意見はよろしいですかね。それでは、これらの案件について適当とします。

本日の案件の審議は以上で全てですが、特に異論があるとか、意見が付いた案件はありませんでしたので、全件について適当ということよろしいでしょうか。

委員：（了承）

会 長： それでは、そのように取り扱うこととします。ありがとうございました。  
続いて、議題の「その他」になります。  
事務局から、議題について提案があるということですので、説明を求めます。

事務局：（説明 死者の遺族からの自己情報開示請求の、現在の取扱いの整理）

会 長： では、今提案がありました、死者の遺族からの自己情報開示請求について、判断基準等も含め、その取扱いについて、この審議会で議論していくこととしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員：（了承）

事 務 局： 少々補足をしますと、現在、判断が困難な案件があるという状況ではなく、長野県がこれからどう対応していったらいいかという事を考えていただきたいと考えています。今日の段階では、過去の事例を紹介した上で、次回以降は他県の取扱いなども紹介して、御意見をいただければと思います。

会 長： では、そのような方向で議論をすることとします。本日議論する事項について事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 本県における過去の対応事例）

会 長： 今説明があった事項について何か御質問等がありますか。

委 員： 本来ならこういう案件も審議会にかかるべきものなのではないでしょうか。

事 務 局： 審議会の所掌事務として、請求が認められるかどうかという判断は、条例上含まれておりませんので、これらの6事例はそれぞれ担当課で判断した

ものです。

会 長： 死者自身と遺族はちょっと違うので、どのような場合に認めていっていいかどうか、ある程度、類型化ができるようならしていきたいという事ですか。

事 務 局： 県によっては、類型化した上で、その類型に当てはまらないものについては審議会事項としている県もあるようですが、それは次回以降出していきたいと思います。

委 員： 死者の権利を相続人が相続によって包括承継していれば、情報を開示していいと思いますが、イレギュラーなタイプで開示する必要がある案件について具体的にここで議論していくということでしょうか。

事 務 局： 実際の事務においては、まだ相続関係が確定していない前の段階でという話もあったりと、いろいろなケースがございますので、幅広に議論していただければと思います。

委 員： 損害賠償請求の請求主体ではないけれども、同居をしていて死者との間で非常に密接な関係があって、死因を知りたいというのはあり得ますね。

会 長： 先ほどの2番の例で、子の死因を知りたいという願いという事で、他の例と違う説明でしたが、その人に子どもがいない、例えば本人が小さい子どもだったら、親の場合相続人になりますよね。

委 員： 損害賠償請求権をそもそも行使できるのかどうか、行使しないという結論を出す場合でもその前提として情報が必要になる場合がありますね。

会 長： この場合は、死亡したのは小さい子どもだったのか、それとも配偶者や子がいたのか、どういったケースだったんですか。

事 務 局： 亡くなられた方は成人されておりました。他県の事例になってしまいますが、お子さんが未成年であった場合、未成年であった子の法定代理人であった親に対しては何らかの情報の開示請求を認めると基準に書いてある例もあります。

委員： 妻子と疎遠になっていて、同居していた兄弟が相続人じゃないんだけど死因を知りたいというのはよくありそうですし、認める必要があると思います。

交通事故とか、労災事故とかで労働時間を知りたいとかであれば、迷わず情報を開示していいという結論になりそうですが。

会長： 相続などの権利を承継しているような事が明らかであるとか、親権者であったとか、そういうものだとあまり問題はなさそうですね。

委員： 必ずしも損害賠償請求権を相続によって取得しているわけではないんだけど、生前の生活実態とかそういうことからして情報開示の必要性がありそうだという事でしょうか。

慰謝料請求だったりすると、本人の権利を相続していなくても、遺族固有の権利として請求できる場合もあるので、そういったものが限界事例になってくるのかと思います。

事務局： 今回紹介した6件の事例で、一見して問題ありというのはありますか。

委員： むしろ典型的な事例として、開示していい例ではないでしょうか。こういうものを類型化しておく現場サイドの判断が早くなって、効率アップに資すると思います。

会長： ちょっと心配なのは、類型化しておいて該当するものは非常にスピーディーにできるけど、そこからちょっと外れている場合にどうするか。外れている場合は、審議会にかけるという手もありますか。

事務局： ただ、審議会にかけるには審議会にかけるだけの根拠が必要で、今の条例にはその辺りのことが書かれておりません。審議会にかけるというルールを作るという方法もありますが、そのためには、条例を改正しなければいけないかどうかといったことも含めて、検討しなければいけないと思います。

会長： そういう難しい問題もある。

事務局： 確認書類はこれで大丈夫でしょうか。

委員： そうですね。身分関係を証明する書類というと戸籍が一番ですよ。

- 会 長： 原則は戸籍でしょうね。
- 委 員： 例外的なケースだと、外国人妻で入籍していない内縁の妻とか、そういう場合はどうやって証明するのでしょうか。
- 会 長： 例えば社会保険の関係で、同居の実態があって給付を受けているならば、その事実を示せば相続人ではないけれども証明になり得るのではと思います。
- 事 務 局： ちなみに申請を認めなかった事例は、文書が残っていないケースがありますので、把握し切れていないのが現状です。現場の判断で断ってしまったという例がないとも言い切れません。
- 委 員： 逆に県が死者の個人情報収集したいと思って難儀したという事例はあるんですか。
- 事 務 局： 把握している限りではありませんが、亡くなった方であってもなくても、本人外収集ということで収集すること自体はできますので、実務上支障はないと考えます。
- 会 長： 今日出た意見を事務局でまとめていただき、他にどういう問題があるのかを出していただいて、次に議論を継続していくということによろしいでしょうか。
- 委員： (了承)
- 会 長： ありがとうございます。  
次に、事務局から特定個人情報保護評価について報告があるとのことですので、説明を求めます。
- 事務局： (説明 特定個人情報保護評価の実施に向けた進捗状況報告)
- 会 長： 今の説明について、委員の皆さんから何か御質問等がありますか。  
これで全て大丈夫というわけにはいかないでしょうが、大体概要程度は理解できたと思います。

事務局： 前回資料で、J-LISの全項目評価の様式をお出ししていますので、今回説明させていただいた評価書ごとの注意点・留意点を照らし合わせながらご覧いただき、感覚を掴んでいただければと思います。また、できるだけ早く資料を送付させていただき、その中で必要な対応をさせていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

会長： 資料が届いたら、しっかり見ておくという事でよろしくをお願いします。それでは、この議題は以上とします。

次に、前回の会議録についての審議を行います。前回の会議録を事務局から送付してありますが、記載内容について、委員の皆様から何かありますか。

委員：（意見なし）

会長： それでは、第35回審議会の会議録は、この内容で確定します。続きまして、次回の審議会の日程調整をします。

（日程調整）

会長： それでは、次回の審議会は3月24日（火）13時30分から、県庁会議室ということにします。

以上で本日の個人情報保護運営審議会を終了します。